

○ 青森県県土整備部工事施行事務取扱要領

制 定 平成2年4月1日 青監第5号
最終改正 令和7年6月20日 青監第250号

(趣 旨)

第1条 この要領は、県土整備部における工事（建設業法（昭和24年法律100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の施行に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しの公表)

第1条の2 公所の長（青森県事務委任規則（昭和36年9月青森県規則第81号。以下「事務委任規則」という。）の規定により工事の施行に関する権限を委任されている出先機関の長をいう。以下同じ。）は、当該年度に発注することが見込まれる予定価格が400万円以上の工事の名称、場所、入札及び契約の方法、種別、入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）、工期、概要並びに概算規模（以下「発注の見通し」という。）について、毎年度、毎月の初日（補正予算に係る工事その他特別の事情のある工事にあつては、別に定める日）（以下「公表期日」という。）までに、工事発注見通し一覧表（第1号様式）により公表するものとする。ただし、公表期日において既に公表した発注の見通しについては、この限りでない。

2 公所の長は、前項により公表した発注の見通しに変更が生じた場合は、公表期日（4月1日を除く。）までに、工事発注見通し変更一覧表（第1号様式の2）により公表するものとする。この場合において、公表する発注の見通しは、公表する日以後に入札及び随意契約を行うものに限るものとする。

3 前2項の公表は、工事発注見通し一覧表及び工事発注見通し変更一覧表の記載事項を県のホームページに記載して、又は当該工事発注見通し一覧表等を閲覧に供して行うものとし、その期間は、公表する日の属する年度の3月31日までとする。

第1条の3 削除

(入札参加業者の選定等)

第2条 公所の長は、条件付き一般競争入札（青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領（平成20年6月9日付け青監第224号。以下「条件付き一般競争入札事務取扱要領」という。）第2条第1号に規定する条件付き一般競争入札をいう。以下同じ。）、指名競争入札及び随意契約を行う場合の建設業者の選定及び参加資格の決定（指名業者選定調書（第1号様式の3）及び条件付き一般競争入札事務取扱要領第5条第2項に規定する条件付き一般競争入札参加資格設定内申書（以下「条件付き一般競争入札参加資格設定内申書」という。）の作成を含む。）に当たっては、青森県県土整備部建設工事入札参加者等選定要領（平成2年4月1日付け青監第3号。以下「選定要領」という。）第36条第1項に規定する青森県県土整備部公所建設業者等選定委員会の審査に付し、選定要領の規定に従い、厳正かつ公正に行うものとする。

2 公所の長は、設計、積算に当たっては、慎重かつ厳正に行い、チェックシステムが十分機能するように努めるものとする。

(主務課長に対する設計図書の送付)

第3条 公所の長は、1件の請負工事設計額（支給品の額を含む。以下同じ。）が1億円以上の工事の設計図書を作成したときは、当該工事に係る事務を所掌する課の長（以下「主務課長」という。）に設計図書送付伺（第2号様式）により、当該設計図書を2部送付するものとする。この場合において、当該設計図書には、条件付き一般競争入札参加資格設定内申書を封印の上添付するものとする。

2 前項の規定による設計図書等の送付に際しては、これらを書類袋に入れ、担当課長等が押印するものとする。

(設計図書の内容の審査調整等)

第4条 主務課長は、前条第1項の規定により送付された設計図書等についてその内容を審査調整し、請負工事設計額に応じ、請負工事施行伺（第3号様式）により決裁を得るものとする。

第5条 削除

(予定価格調書)

第6条 主務課長は、予定価格調書（第4号様式）に予定価格等を記載し、第4条の請負工事施行伺に添付するものとする。

2 前条の予定価格については、歩切り（請負工事設計額の一部を不当に控除して予定価格を作成することをいう。）により、建設業法第19条の3（工事を施行するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の禁止）の規定に反することのないように適正に決定するものとする。

(契約内容等についての審査調整)

第7条 主務課長は、第4条の規定による請負工事施行伺の決裁に際しては、監理課長に合議するものとする。

2 監理課長は、前項の規定により合議を受けたときは、契約の内容、入札参加資格等について審査調整するものとする。

(入札参加資格等の審査)

第8条 監理課長は、前条第1項の規定により合議を受けたときは、指名委員会（選定要領第25条に規定する青森県県土整備部建設業者指名委員会をいう。以下同じ。）委員長に対し、審査を依頼するものとする。

2 1件の請負工事設計額が2億円以上の工事については、指名委員会の審査を経た後、監理課長は、入札参加要件を設定しようとするときにあっては青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成11年7月19日付け青監第611号）第19条に規定する青森県建設業者一般競争入札参加資格審議会の会長に対し、指名業者等を選定しようとするときにあっては青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成2年3月青森県訓令甲第11号）第6条に規定する青森県建設業者指名審査会の会長に対し、審査を依頼するものとする。

(請負工事施行伺の返却)

第9条 監理課長は、第4条の請負工事施行伺が決裁になったときは、当該請負工事施行伺を主務課長に返却するものとする。

(公所の長に対する設計図書の送付)

第10条 主務課長は、前条の規定により請負工事施行伺の返却を受けたときは、第4条の規定により審査調整した公所所掌の工事に係る設計図書を公所の長に送付するものとする。

2 前条の設計図書には、条件付き一般競争入札参加資格設定内申書及び予定価格調書を添付するものとする。

3 第3条第2項の規定は、前2項の規定による設計図書等の送付について準用する。この場合において、同条第2項中「担当課長等」とあるのは、「担当グループマネージャー等」と読み替えるものとする。

(公所の事務)

第11条 公所の長は、1件の請負工事設計額が1億円未満の工事にあつては第2条第1項の規定により選定等を行ったとき、1件の請負工事設計額が1億円以上の工事にあつては前条第1項の規定により設計図書の送付を受けたときは、速やかに、請負工事施行伺（第5号様式）により所定の事務を行うものとする。

2 前項の場合において、見積期間は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に定めるところにより、工事の規模、内容等に応じ、適当な期間を設定するものとする。

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 公所の長等は、歩掛、設計単価、設計金額、予定価格等について厳正な管理に努め、特に設計金額及び予定価格に係る機密の保持について留意するものとする。ただし、入札前に予定価格を公表して行う場合の予定価格については、この限りでない。

（設計図書等の縦覧）

第18条 公所の長は、入札の公告後又は入札指名通知後、速やかに、次に掲げる書類を縦覧に供するものとする。

（1）契約書案

（2）設計図書（図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）

（入札工事の公表）

第19条 公所の長は、入札の公告後又は入札指名通知後、速やかに、入札工事一覧表（第8号様式）により入札に付そうとする工事の工事名等を公表するものとする。

2 前項の公表は、入札工事一覧表の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該入札工事一覧表を閲覧に供して行うものとし、その期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

第19条の2 削除

（入 札）

第20条 公所の長は、入札の執行に際しては、入札執行者及び立会者2名以上を指定するものとする。

2 入札執行者は、入札者が代理人により入札しようとするときは、入札前に委任状を提出させるものとする。

3 入札執行者は、入札締切時刻に遅れた者の入札を拒否するものとする。

4 入札執行者は、入札に参加しようとする者に対し、建設業法第27条の25経営状況分析の結果及び第27条の27経営規模等評価の結果に係る通知書又は第27条の29第1項総合評定値に係る通知書を提出させるものとし、当該入札に係る契約の締結予定の日の1年7月前の日の当該者の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受けていないと認めた者については、入札に参加させないものとする。

5 入札執行者は、開札の時までに、入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、入札に参加させないものとする。

6 入札執行者は、入札参加者が1名のときは、入札を中止するものとする。ただし、指名競争入札（電子入札で執行するものに限る。）、条件付き一般競争入札及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける入札の方法により入札を行う場合は、この限りでない。

7 公所の長等は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

8 契約担当者等は、入札の執行に当たり、入札参加者に入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳

書（設計図書（建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。以下同じ。）を提出させるものとする。

- 9 契約担当者等は、入札参加者が工事費内訳書を提出しないとき、又は入札参加者から提出された工事費内訳書の内容が著しく不適当なときは、その者のした入札を無効とするものとする。

（開 札）

第21条 公所の長は、予定価格調書を封印の上、開札の際、開札場所に置くものとする。ただし、事前に予定価格を公表している場合は、封印を要しない。

- 2 入札執行者は、入札が完了したことを確認し、開札するものとする。この場合において、入札執行者は、入札者の面前で開札する旨を告げるものとする。

- 3 入札執行者は、開札したときは、2名の立会者に、それぞれ1回ずつ明瞭に、開封した入札書の金額及び氏名又は名称を順次読み上げ、これを入開札一覧表（第9号様式）に記載して、その順位及び落札者を決定するものとする。

- 4 入札執行者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その場において口頭でその旨を落札者に通知するものとする。

（入札執行回数等）

第22条 入札執行回数は、原則として2回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、公所の長は、予定価格と最低価格入札金額との差が少額で、随意契約ができると認められるときを除き、指名替え等を行うものとする。ただし、入札前に予定価格を公表している場合の入札執行回数は、1回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、公所の長は指名替え等を行うものとする。

- 2 指名を受けた建設業者が入札を辞退した場合においては、原則として、追加指名は行わないものとする。

（入札結果等の公表）

第23条 公所の長は、入札執行後、入開札一覧表により入札者名、その入札金額及び建設業者を指名した理由を公表するものとする。ただし、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）が400万円を超えない工事に係る建設業者を指名した理由については、この限りでない。

- 2 前項の公表は、入開札一覧表の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該入開札一覧表を閲覧に供して行うものとし、その期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

第23条の2 削除

（請負契約の締結）

第24条 公所の長は、落札者が決定したときは決定の日から7日以内に、随意契約の相手方を決定したときは遅滞なく、工事請負契約締結伺（第10号様式）により、契約約款（青森県建設工事請負標準契約約款（平成31年3月青森県告示第221号）をいう。）を標準として建設工事請負契約書（青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第96号様式）を取り交わすものとする。ただし、落札者からの書面による申出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

- 2 落札者は、前項の建設工事請負契約書を取り交わすときまでに、技術者配置状況表（第11号様式）を提出しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、契約の締結について議会の議決を要する場合において議会の同意を得たときは、おおむね7日以内に、建設工事請負契約書を取り交わすものとする。

- 4 公所の長は、前項に規定する場合において必要があると認められるときは、議会の同意を得る前に、第1項の期間内に、前項の建設工事請負契約書に代えて、議会の同意があったときに契約の相手方に対する意思表示により本契約が締結される旨の建設工事請負仮契約書（財務規則第96号様式）を提出するものとする。

式の2)を取り交わすことができる。この場合において、当該意思表示は、書面により行うものとする。

5 公所の長は、前項の規定による建設工事請負仮契約書の取り交わしの前に、事務委任規則の規定により知事の承認を受けるものとし、その申請は、工事請負契約承認申請伺（第12号様式）により行うものとする。

6 主務課長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、工事請負契約承認伺（第13号様式）により承認の手続を行うものとする。

7 第1項及び第3項の規定にかかわらず、落札の決定後、契約の締結までの間において、落札者が指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、契約を締結しないものとする。

（選定理由等の公表）

第24条の2 公所の長は、随意契約の締結後、見積一覧表により、契約の相手方を選定した理由及び予定価格を公表するものとする。ただし、予定価格が400万円を超えない工事に係る契約の相手方を選定した理由については、この限りでない。

2 前項の公表は、入開札一覧表又は見積一覧表の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該入開札一覧表等を閲覧に供して行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間の経過する日までとする。

第24条の3 削除

（契約の内容の公表）

第24条の4 公所の長は、契約締結後、工事台帳（第14号様式）により、契約の相手方の商号又は名称及び住所並びに建設工事の名称、場所、種別及び概要並びに工事着手の時期並びに工事完成の時期並びに請負代金額（以下「契約の内容」という。）を公表するものとする。ただし、予定価格が400万円を超えない工事に係る契約の内容については、この限りでない。

2 公所の長は、前項の規定により公表した契約について、請負代金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、工事台帳により変更後の工事の名称、場所、種別及び概要並びに工事着手の時期及び工事完成の時期並びに請負代金額並びに変更の理由を公表するものとする。

3 前2項の公表は、工事台帳の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該工事台帳を閲覧に供して行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間の経過する日までとする。

（契約実績の公表）

第24条の5 監理課長は、四半期ごとに契約実績を集計し、総合契約実績一覧（第15号様式）により契約実績を公表するものとする。

2 前項の公表は、監理課の所定の場所で、3か月間、閲覧に供して行うものとする。

（積算内訳の事後公表）

第24条の6 公所の長は、契約締結後、請負工事設計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の積算内訳を公表するものとする。ただし、予定価格が400万円未満の工事で随意契約によるものの積算内訳については、この限りでない。

2 前項の積算内訳の公表は、工事区分、工種及び種別等について、それぞれの単位、数量及び金額等を記載した資料を公表することにより行うものとし、その期間は、10日間とする。

第25条 削除

第26条 削除

第26条の2 削除

（施工体制台帳および施工体系図）

第27条 公所の長は、監督員等による下請施工の有無等の実態の把握に努め、施工体制台帳及び施

工体系図を提出しないで下請負に付していると認めるときは、契約の相手方に対して適正な措置を採るように指導するものとする。

- 2 公所の長は、施工体制台帳の提出件数等を、建設工事管理システムへの入力により、監理課長に報告するものとする。

(土地物件の取得等)

第28条 公所の長は、工事に関し必要な土地その他の物件について所有権、地上権その他の権利を取得した後でなければ、当該工事を施行しないものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合において当該権利者から工事起工の同意を得たときは、この限りでない。

- 2 公所の長は、工事の施行により、漁業権、水利権、鉱業権その他の権利を侵害するおそれのある場合は、工事施行前にあらかじめ当該権利者から工事起工の同意を得るものとする。

- 3 前2項の規定により用地等の権利を有する者から工事の起工に関し同意を得たときは、工事の請負契約に係る仕様書等に用地等の確保の時期等を明らかにするものとする。

(工事の記録管理)

第29条 公所の長は、請負契約を締結した工事について、工事台帳により所要の記録管理を行うものとする。

第30条 削除

(設計変更の承認)

第31条 公所の長は、次の各号のいずれかに該当する工事に係る設計変更については、事務委任規則の規定により、事前に知事の承認を受けるものとし、その申請は、設計変更承認申請伺（第16号様式）により行うものとする。

- (1) 当該契約予定価格又は設計変更後の請負工事設計額が5億円以上の工事
- (2) 当該契約予定価格が1億円以上5億円未満の工事で、設計変更により当初請負工事設計額の20パーセント以上の額又は、4,000万円以上の請負工事設計額の増減を伴うもの
- (3) 当初契約予定価格が1億円未満の工事で、設計変更後の請負工事設計額が1億2千万円以上のもの

- 2 主務課長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、設計変更承認伺（第17号様式）により承認の手続を行うものとする。

- 3 公所の長は、前項の規定により承認の通知を受けたときは、速やかに、契約変更伺（第18号様式）により変更契約の締結の事務を行うものとする。

(監理課長への協議等)

第32条 公所の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、監理課長に協議するものとする。ただし、第1号に該当する場合であって、経営不振等による受注者からの申出がその理由であるときは、監理課長への報告をもって当該協議にかえるものとする。

- (1) 契約を解除する必要性が生じたとき。
- (2) 権利又は義務の譲渡又は承継につき承諾しようとするとき。

第33条 削除

附 則

- 1 この要領は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に調整した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要領は、平成13年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月9日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年12月6日から施行する。

2 改正後の青森県県土整備部工事施行事務取扱要領の規定は、平成25年10月1日以後に締結する工事の請負契約について適用する。ただし、同日以後に締結する工事の請負契約であっても、平成26年3月31日までに引渡しを受けることとなるものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

2 改正後の青森県県土整備部工事施行事務取扱要領の規定は、平成28年6月1日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年3月31日から施行する。

2 改正後の青森県県土整備部工事施行事務取扱要領第4号様式、第5号様式のその1の（案の1）の11並びにその2の（案の1）の8及び第9号様式は、平成31年4月1日以後に締結する建設

工事の請負契約のうち、平成31年10月1日以後に引渡しを受けるものについて適用し、同日前に引渡しを受けるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部工事施行事務取扱要領の規定は、令和5年1月1日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月23日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部工事施行事務取扱要領の規定は、令和6年7月1日以後に見積通知、指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部工事施行事務取扱要領の規定は、令和7年2月1日以後に見積通知、指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年6月16日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部工事施行事務取扱要領の規定は、令和7年6月16日以後に見積通知、指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県県土整備部工事施行事務取扱要領の規定は、令和7年7月1日以後に見積通知、指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

第 1 1 号様式(第 2 4 条関係)

技術者配置状況表

(会社名)		(技術者数)						(作成日)		年	月	日現在
技術者氏名	国家資格等	発注者	担当工事名	工事場所	開始月日	終了月日	請負金額	下請金額	技術者種類	備	考	
									主・監・補			
									主・監・補			
									主・監・補			
									主・監・補			
									主・監・補			
									主・監・補			
									主・監・補			
									主・監・補			
									主・監・補			
									主・監・補			

- 注意事項：1 技術者氏名は、上表を作成する時点で雇用契約にある技術者全員について記入すること。
- 2 技術者種類の「主」は主任技術者を、「監」は監理技術者を、「補」は監理技術者補佐をいう。
- 3 営業所技術者等を技術者として配置する場合、備考欄に「営業所技術者等」と記入すること。
- 4 一人の技術者が複数の工事を担当する場合は、開始月日が早い順にまとめて記入すること。
- 5 工期内に技術者の変更があった場合は、前担当者の欄を 2 本線で消し、備考欄に変更月日と変更後の担当者名を記入するとともに、新担当者の欄に必要事項を記入すること。
- 6 県(公社等含む。)発注工事は、全て記入すること。また、国(公団等含む。)及び市町村工事については 4,500 万円以上の工事について記入すること。
- 7 建設業法では、4,500 万円以上の工事(建築一式工事は 9,000 万円以上)についてのみ「専任」を義務付けている。ただし、監理技術者にあつては、監理技術者補佐を専任で置くときは、この限りでない。

第15号様式(第24条の5関係)

 總合契約実績一覽

(対象期間： 年 月 日～ 年 月 日)
(年 月 日)

 $\angle$ [illegible]

注 用紙の大きさは、 15×11 インチとする。